

賛助会員規約

第1条（目的）

本規約は、定款第3章に定めた会員規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとします。

第2条（資格）

賛助会員とは、当法人の趣旨に賛同し、当法人を賛助するために入会した法人・団体、または個人とします。賛助会員資格は4月から翌年3月までの1年間とし、原則として自動継続とします。

第3条（議決権）

賛助会員は当法人の総会における議決権を持ちません。

第4条（入会）

当法人の賛助会員となる為には、別に定める web サイトのフォームより「賛助会員入会申込書」を申請し当法人理事長の承認を受けなければなりません。入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知します。また、会員は1年単位とし、入会月にかかわらず、入会日より入会年度の3月31日までとします。

第5条（入会金、会費及び納入）

賛助会費は、下記のとおりとします。

(1) 入会金 0円

(2) 会費

法人・団体 1口 5,000円（年額）

個人 1口 3,000円（年額）

(3) 納入

入会時は、web サイトのフォームより「賛助会員入会申込書」に記載の振込先に、原則1ヶ月以内に納入してください。自動継続時は、当法人から送付する請求書をもって納入してください。

なお、賛助会費の口数や住所等の変更を希望する場合は、別に定める web サイトのフォームより「賛助会員変更及び退会届」を当法人に提出してください。

第6条（退会）

賛助会員が退会を希望する場合は、別に定める web サイトのフォームより「賛助会員変更及び退会届」を当法人理事長に提出してください。ただし、既に納入された年会費は返還致しません。

第7条（除名）

賛助会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、総会の議決により、これを除名するものとします。その場合、議決の前に弁明の機会を与えるものとします。

(1) 当法人の定款等に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 賛助会員変更及び退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

第9条（会費等の不返還）

定款第12条に基づき、賛助会員がすでに納入した年会費は返還致しません。